

契約野菜収入確保モデル事業における平均取引価額の再算定による追加交付に関する事務取扱規程

令和6年8月30日付け6農畜機第3638号制定

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）別記5の第4の7の（3）のア、8の（3）のアの（イ）若しくは9の（6）のア又は同要綱附則の2による廃止前の契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知）第4の7の（3）のア、8の（3）のアの（イ）若しくは9の（6）のアに規定する平均取引価額（以下「平均取引価額」と総称する。）の算定に誤りがあったことにより、第3の再算定期間に係る事業実施主体（野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知。以下「局長通知」という。）別記5の別添の第4又は局長通知附則の2による廃止前の契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知。以下「旧局長通知」という。）第4に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）への局長通知別記5の別添の第2の2に規定する出荷調整交付金若しくは数量確保交付金又は旧局長通知第2の2に規定する出荷調整交付金、収入補填交付金、出荷促進交付金若しくは数量確保交付金（以下「出荷調整交付金等」と総称する。）の交付金額に不足が生じていた場合の追加交付の事務手続については、局長通知、旧局長通知、野菜農業振興事業補助実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第61号-4）及び契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領（平成23年4月1日付け22農畜機第5298号。以下「補助実施要領」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施するものとする。

第2 定義

この規程において、年度事業とは、対象出荷期間（局長通知別記5の別添の別表又は旧局長通知別表に規定する対象出荷期間をいう。以下同

じ。)がその年の4月1日から翌年3月1日までの間に開始する申込区分(局長通知別記5の別添の別表又は旧局長通知別表に規定する申込区分をいう。以下同じ。)に係る局長通知別記5の別添の第2の1又は旧局長通知第2の1に掲げる事業をいう。

第3 平均取引価額の再算定期間

機構は、平成30年度事業から令和5年度事業までの事業の対象品目(局長通知別記5の別添の第3又は旧局長通知第3に規定する対象品目をいう。)に係る平均取引価額を再算定するものとする。

第4 再算定した平均取引価額の公表等

- 1 機構は、第3により再算定した平均取引価額(以下「再算定平均取引価額」という。)を機構のホームページに掲載することにより公表するものとする。
- 2 機構は、第3の再算定期間に係る再算定平均取引価額に基づく出荷調整交付金等の額を事業実施主体ごとに算定し、その合計額が平成30年度事業から令和5年度事業までに係る既に当該事業実施主体へ交付した出荷調整交付金等の額の合計額を上回るときは、申込区分ごとに再算定平均取引価額に基づく出荷調整交付金等の額から当該申込区分に応じて局長通知別記5の別添の第12の1の(1)若しくは2の(1)又は旧局長通知第12の1の(1)、2の(1)若しくは3の(1)により算出された額(以下この2において「積立金の額」という。)及び当該申込区分に係る既に当該事業実施主体に交付した額を控除し、既に当該事業実施主体に交付をした際に算出した積立金の額を加えて得た額の合計額を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるものをいう。以下同じ。)により当該事業実施主体に通知するものとする。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され

た書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

- (2) 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

第5 追加交付の申請

- 1 事業実施主体は、第4の2により通知を受けたときは、その内容を精査し、必要な修正を加えた上で、別に機構が定める期限までに別記様式に従い、追加交付を書面又は電磁的方法により機構に申請することができるものとする。
- 2 1の申請において、次の(1)から(4)までに掲げる出荷調整交付金等の区分に応じ、局長通知、旧局長通知及び補助実施要領に基づき既に機構に提出した当該(1)から(4)までに定める書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）の記載内容に変更（新たな書類の追加を含む。以下この2において同じ。）があるときは、当該変更部分を明示の上で、その書類を添付するものとする。
 - (1) 出荷調整交付金（局長通知別記5の別添の第2の2又は旧局長通知第2の2に規定する出荷調整交付金をいう。以下同じ。）
補助実施要領別記様式第2号別添1
 - (2) 数量確保交付金（局長通知別記5の別添の第2の2又は旧局長通知第2の2に規定する数量確保交付金をいう。以下同じ。）
補助実施要領別記様式第2号別添2又は平成31年4月1日付け30農畜機第7506号による改正前の補助実施要領（以下「改正前補助実施要領」という。）別記様式第2号別添3
 - (3) 収入補填交付金（旧局長通知第2の2に規定する収入補填交付金をいう。以下同じ。）
改正前補助実施要領別記様式第2号別添1
 - (4) 出荷促進交付金（旧局長通知第2の2に規定する出荷促進交付金をいう。以下同じ。）

改正前補助実施要領別記様式第2号別添2

- 3 機構は、1の申請が適当であると認める場合は、交付決定を行い、事業実施主体、当該事業実施主体が所在する都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人に書面又は電磁的方法により通知するとともに、当該事業実施主体に追加交付を行うものとする。

第6 事業実施主体の積立金の積立て

局長通知別記5の別添の第7の5及び6並びに第12の1の(4)若しくは2の(4)又は旧局長通知第7の5及び6並びに第12の1の(4)、2の(4)若しくは3の(4)の規定にかかわらず、事業実施主体は、局長通知別記5の別添の第7の4又は旧局長通知第7の4に規定する専用口座の預金額が局長通知別記5の別添の第7の5又は旧局長通知第7の5に規定する積立金の額を下回っても、この規程に基づく出荷調整交付金等の追加交付を受けることができる。

第7 出荷調整交付金等の追加交付決定額の限度

第5の3により交付決定を行う出荷調整交付金等の額は、第5の1により申請された額を超えないものとし、その算出根拠となる申込区分ごとの出荷調整交付金等の額は、局長通知別記5の別添の第13の1の(2)若しくは2の(2)又は旧局長通知第13の1の(2)、2の(2)若しくは3の(2)により算出される額(当該申込区分について局長通知別記5の別添の第9の2又は第10の2により出荷調整交付金等の交付が行われているときは、当該交付額を減じて得た額)を超えないものとする。この場合における局長通知別記5の別添の第13の1の(2)及び旧局長通知第13の1の(2)の規定の適用については、これらの規定中「第9の2の通知を受けた日」とあるのは、「当該申込区分に係る対象出荷期間が終了する日」とする。

第8 書類の保管

事業実施主体は、第5の1の申請をした区分において、次の(1)又は(2)に掲げる出荷調整交付金等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める資料(電磁的記録を含む。)を第5の1の申請をした年度の翌年度から起算して5年間、整備及び保管をするものとする。

(1) 出荷調整交付金、収入補填交付金又は出荷促進交付金

実需者等への出荷伝票（対象出荷期間の出荷数量及び価格が記載されたものをいう。（2）において同じ。）及び実需者等の受領伝票（対象出荷期間の受領数量及び価格が記載されたものをいう。（2）において同じ。）又はこれらと同等の資料

(2) 数量確保交付金

市場等から購入した伝票、実需者等への出荷伝票及び実需者等の受領伝票又はこれらと同等の資料

第9 その他

機構は、局長通知別記5の別添の第14の1又は旧局長通知第14の1の規定にかかわらず、この追加交付に係る実施状況、効果、課題等について調査及び検証並びに農産局長への報告は行わないものとする。

附 則（令和6年8月30日付け6農畜機第3638号）

- 1 この規程は、令和6年8月30日から施行する。
- 2 機構は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第3並びに第4の1及び2の規定の例により、平均取引価額の再算定、再算定平均取引価額の公表及び額の通知を行うことができる。
- 3 事業実施主体は、施行日前においても、第5の1の規定の例により追加交付の申請を行うことができる。

別記様式

年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

契約野菜収入確保モデル事業交付金追加交付申請書

契約野菜収入確保モデル事業における平均取引価額の再算定による追加交付に関する事務取扱規程第5の1の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 追加交付申請額 円
- 2 1の算出基礎
- 3 振込口座
 - (1) 金融機関名
 - (2) 支店名
 - (3) 口座種別
 - (4) 口座番号
 - (5) 口座名義フリガナ
- 4 添付書類
 - (1) 既に交付決定をした申込区分の場合
野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知。以下「局長通知」という。）別記5の別添の契約野菜収入確保モデル事業第8の1の（2）の認定をした日から交付決定をした日又は契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知。以下「旧局長通知」という。）第8の1の（2）の認定をした日から交付決定をした日までの積立金の積立を把握できるものの写し
 - (2) 交付決定をしなかった申込区分の場合
局長通知別記5の別添の第8の1の（2）の認定をした日から対象出荷期間が終了した日又は旧局長通知第8の1の（2）の認定をした日から対象出荷期間が終了した日までの積立金の積立を把握できるものの写し

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

※機構が通知した算出基礎の内容に修正があるときは、修正箇所を明示の上で算出基礎を添付すること。